

(事務連絡)
令和4年2月10日

関係団体 御中

群馬県産業経済部 産業政策課
感染症対策産業経済支援室

2月14日以降の営業時間短縮等の要請及び協力金の支給について

このことについて、令和4年2月8日付けで「まん延防止等重点措置」の適用延長を要請し、貴団体へ事前に通知したところです。

当該措置の適用については、本日、国において正式決定される見通しとなり、県として、別添資料に基づきその旨を公表しました。

つきましては、本内容について、貴下会員等に周知くださいますようお願いいたします。

なお、要請内容や協力金の詳細は、今後送付する通知及び県ホームページ等でご確認ください。

(参考) 県ホームページ

飲食店向け営業時間短縮要請協力金について (第6弾) (令和4年2月14日~3月6日)

(https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00043.html)



【事務担当】

産業政策課 感染症対策産業経済支援室 事業者支援係
(TEL : 027-226-3326)